



消費生活 サポーター通信

令和6年度第3号

今月のテーマ

子どもの
オンラインゲーム
無断課金に注意!



事例

子どもが無断でオンラインゲームに課金
家庭内でルール作りを!

- ・10歳の子どもに専用のスマホをもたせたが、親のIDを設定しており、課金制限をしていなかった
- ・突然、クレジットカード会社や携帯電話会社から合計20万円を超える請求が届いた
- ・確認すると、子どもがオンラインゲームで課金をしたり、動画サイトで投げ銭（※）をした料金だった



※「投げ銭」
視聴者が気に入ったライブ配信者のパフォーマンス等に対して送金するシステムのこと。



問題点

- ・保護者用アカウントでログインした状態のままスマホを子どもに使わせている
- ・決済時のパスワードを設定していなかった
- ・クレジットカード情報の管理が十分ではなかった
- ・決済完了メールを見落としていたため、課金に気づけなかった
- ・子ども自身にお金を使っているという認識がなかった



アドバイス

- ・子ども専用のアカウントを作成し、「ペアレンタルコントロール」機能（※）を利用する
- ・スマホのアカウント決済とキャリア決済のそれぞれに、決済の承認（パスワード）を設定する
- ・スマホ等にクレジットカード情報を入力した際は、忘れずに削除する
- ・決済完了メールを定期的に確認する
- ・子どもと一緒にゲームの課金の仕組みを確認し、ルールを決める



オンラインゲームの課金トラブルにご注意ください!
消費者庁 (caa.go.jp)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_022/

※「ペアレンタルコントロール」機能
子どもが利用するIT機器を保護者が管理するための機能
利用時間の制限、子どもにとって不適切なサイトや動画の閲覧制限、アプリのダウンロード制限といったことを、保護者の端末で設定することが可能

◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎ 188

(お近くの消費生活センターにつながります)

いやや

188



公式LINEに登録してね

友達登録方法

右のQRコードを読み込む

または

LINEの「友だち追加」から「@638mbqrp」をID検索する

令和6年6月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9時~17時30分 土・日・祝日10時~16時 ※年末年始休)